

職員の旧姓使用を認めない釧路市はジェンダー後進自治体？

市議会で「ジェンダー平等」について次の点を質問します。



①ジェンダー差別について、市長はどんな認識を持っているのか、明らかにしていただきたい。

②同性カップルに対して、結婚と同等と認めるパートナーシップ証明書を釧路市も発行せよ。

2015年、渋谷区と世田谷区が同性カップルに対して、結婚と同等であると証明してパートナーシップ証明書の発行を始めました。これまで同性カップルは、単なる同居人と見なされ法的保護の外にありましたが、これでアパートの賃借や入院のときなど、結婚と同様の対応が期待されるようになりました。現在は札幌市など、さらに多くの自治体に広がっています。

③市の職員の旧姓使用を直ちに認めよ。

国が公務員に旧姓使用を認めたのは、H13年7月のこと。そのときに総務省は、地方自治体でも積極的に認めるよう指示。さらに29年には、①旧姓使用を認めていない自治体は認めるようにすること。②旧姓使用の規定・要綱などを設けること。③旧姓使用が可能であることを職員に周知すること。の三点を改めて地方自治体に示しました。それでも、釧路市は「旧姓使用を認めない」という従来の立場を一切変えてこなかったのです。このかたくなな対応は異常というほかありません。



選択的夫婦別姓制度を実現しましょう！！

旧姓使用

国は20年近く前から。今では全都道府県、政令指定都市が認めています。

今回の日本共産党の大会決議に、ジェンダーという言葉が出てきます。社会的に押し付けられる「男らしさ」「女らしさ」という役割分担や行動規範を指します。女性には家事・育児の全責任が押し付けられ、職場ではパートなどの低賃金。逆に男性は、家庭を守るためにと云って、過労死を招くような猛烈な働き方が求められる・・・それがジェンダー差別です。日本共産党はジェンダー平等を強く求めます。

「結婚しても職場では旧姓のまままで仕事をしたい。」そんな思いを持って働く女性は、釧路市役所にもたくさんいるでしょう。しかし、こうした相談にも、市役所は「旧姓使用を認めない」と冷たく突き放しています。この問題を村上かずしげ議員は、代表質問で取り上げる予定です。